

令和6年度

町民税
府民税
森林環境税

特別徴収のしおり

■お届けした書類

1. 令和6年度 町民税・府民税・森林環境税 特別徴収のしおり（本書）
2. 令和6年度 町民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税者個人用）
3. 令和6年度 町民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
4. 納入書綴（必要な義務者のみ）



河 南 町 役 場

住民部 税務課 町民税係

〒585-8585

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

TEL (0721) 93 - 2500 (代表)

FAX (0721) 93 - 4691

※各種届出等の様式は、河南町ホームページからもダウンロードできます。
また、eLTAX を利用した電子的提出が可能です。

事業主の皆様 (特別徴収義務者)

大阪府南河内郡河南町長

令和6年度 町民税・府民税・森林環境税の特別徴収について

日頃より、河南町税務行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も町民税・府民税・森林環境税の特別徴収につきまして、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに河南町税条例第45条の規定によりまして貴社を特別徴収義務者と指定し、関係書類を送付いたします。

なお、大阪府と府内市町村では特別徴収の実施を徹底しています。特別徴収の対象となる従業員は、前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払を受けている人です。なお、パートやアルバイトなど非正規雇用者の人も含みます。

給与を支払われる事業主の皆様は町民税・府民税・森林環境税の徴収事務を行っていただく際の手引きとして、本書をご一読いただき、事務ご多忙のところお手数ではございますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

関係書類

- (1) 令和6年度町民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の通知書及び納税義務者用の通知書
- (2) 月割額の納入書（納入申告書）
- (3) 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（様式1）
- (4) 特別徴収切替届出書（様式2）
- (5) 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（様式3）
- (6) 給与所得等に係る町民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書（様式4）
- (7) ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書

※(1)・(2)は別添のとおりです。

ただし、(2)については納入書を必要とされない旨の通知をいただいている場合は同封しておりません。

○特別徴収義務者に提供する個人番号の取扱いについて

1 個人番号の利用目的について

納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

抜粋

※番号法第9条第3項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集にご尽力をいただきますようお願いいたします。

抜粋

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

■ 納税義務のある人

令和6年1月1日現在において、河南町に住所を有する人

※住所の認定については、住民基本台帳に記載されている人は、原則として河南町に住所があるものとします。住民基本台帳に記載されていない場合でも、現実河南町に住所(生活の本拠地)があるときは、住民基本台帳に記載されているものとみなして、町民税・府民税・森林環境税が課税される場合があります。

■ 納税義務のない人

● 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人。
- (2) 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で令和5年(2023年)中の合計所得金額が135万円以下の人。
- (3) 令和5年(2023年)中の合計所得金額が28万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、10万円を加えた金額以下の人。同一生計配偶者、扶養親族を有する場合には、さらに17万円(森林環境税は16.8万円)を加算した金額以下の人。

● 所得割のかからない人

令和5年(2023年)中の合計所得金額が35万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、10万円を加えた金額以下の人。同一生計配偶者、扶養親族を有する場合には、さらに32万円を加算した金額以下の人。

■ 取扱金融機関

納期までに下記の取扱金融機関へ納入してください。

取扱金融機関の名称	取扱場所
りそな銀行 関西みらい銀行 大阪シティ信用金庫 池田泉州銀行 大阪南農業協同組合 成協信用組合 ゆうちょ銀行・郵便局(近畿2府4県)	本店及び各支店

■ 特別徴収税額の納入について

(1) 納税者からの徴収

令和6年度においては、定額減税の実施により、6月分は徴収せず、定額減税後の税額を7月から翌年5月までの11ヶ月の間において、その月割額を給与の支払の際、毎月徴収していただきます。

ただし、定額減税が適用されない方(合計所得金額1,805万円超の方や均等割のみ課税の方など)は、通常どおり、6月から翌年5月までの12ヶ月の間において、その月割額を給与の支払の際、毎月徴収していただきます。※納税義務者(従業員)が年度途中で他の市町村へ転出された場合も、当該年度は、引き続き給与から徴収して河南町へ納入していただきます。

* 通常(定額減税が適用されない方) 12ヶ月

R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5
------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------

* 定額減税対象者 11ヶ月

R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5
------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------

↑ 6月分は徴収しない

(2) 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日(この日が土曜日のときは翌週の月曜日、その日又は10日が休日のときはその翌日)です。

(3) 納入方法

各納税者から徴収された月割額の合計を納入してください。通知した税額が変更となる場合は「特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」により通知しますので、これによって以後の月割額を徴収のうえ、納入してください。

① 窓口納入

別冊の「納入書」で納入してください。

なお、納入書の金額変更の記入については、【特別徴収税額の納入金額に変更が生じた場合の記載の仕方について】を参照してください。

② 電子納入

地方税共通納税システム(eLTAX)を利用して納入してください。

利用には利用者登録が必要です。詳しくは「地方税ポータルシステム」をご確認ください。

地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei>

(4) 納期の特例

給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、6月30日までに様式4の「給与所得等に係る町民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出し、承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。また、承認を受けた場合は取消の通知がない限り納期の特例を継続しますので、以後申請書を提出していただく必要はありません。

なお、申請書の提出が遅れ、例えば、8月に承認された場合、8月分から11月分までを12月10日までに納付していただき、6・7月分については、納期はそれぞれの翌月10日のまま変わりませんので、ご注意ください。

(5) 特別徴収税額の納期限後納入にかかる延滞金および督促手数料

(イ) 延滞金

各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(ロ) 督促手数料

一通につき100円

(6) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に誤りがあったり、転勤・退職等による「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」やその他の理由により特別徴収税額を変更する必要があると町が認めた場合には、「特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」を必ず送付いたしますので、これによって以後の月割額を徴収のうえ納入してください。

■ 納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き

(1) 転勤の場合

転勤等により勤務先が変わった場合、その新しい勤務先でも引き続き特別徴収の方法によって徴収されることを納税者が希望した場合には特別徴収を継続いたします。この場合、新たに給与等の支払いをすることとなった勤務先の名称と所在地、電話番号および何月分から徴収していただくことになるかを新しい勤務先へ連絡済であるかどうか、その他必要な事項を記入した様式1の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を転勤等があった月の翌月の10日までに提出してください。

(2) 退職等の場合

特別徴収の方法によって納税している人が退職等した場合、特別徴収税額のうち、給与から徴収できなくなった税額は普通徴収の方法で納税者から直接納めていただきます。この場合、給与の支払を受けなくなった月の翌月10日までに様式1の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に退職等した人の住所、氏名、個人番号、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収税額、異動事由等を記入して提出してください。(記載例参照)

■ 退職者の一括徴収について

令和6年6月1日から令和6年12月31日までに退職される方の残税額はなるべく一括徴収してください。

また、令和7年1月1日から令和7年4月30日までに退職される方の残税額については、必ず一括徴収してください。

一括徴収した税額は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

記載例 (退職・一括徴収する場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

河南町長殿 令和×年12月5日提出		給与 特別徴収義務者	所在地	〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木00-0										特別徴収義務者 指定番号	10000000									
			フリガナ	カブシキガイシャマルマル										宛 名 番 号										
			氏名又は名称	株式会社〇〇										担 連 所 属	総務課									
			個人番号 又は法人番号	2	0	0	0	0	2	0	2	7	3	8	2	7	当 格 氏 名	白木花子						
			一人り番号の記載に当たっては、左欄を参照とし右記で記載										者 先 電 話	0721-93-2500 (内線：143)										
給 与 所 得 者	フリガナ	カナン タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額						
	氏 名	河南 太郎																						
	生 年 月 日	昭和31年 9月 30日																4,911,797 円						
	個 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1							2	3	控除社会保険料額				
	受給者番号	27382																						
1月1日 現在の住所	河南町大字白木1359-6										138,500 円	6月 月から 11 月 月まで	72 月 月分から 5 月 月分まで	× 年 11 月 28 日	① 退職・長 2. 転職・長 3. 休職・長 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 職 動 欠 亡 他 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	310,825 円								
異動後の住所																								

1. 特別徴収継続の場合																										
新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	〒										新規	法人番号											新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所 在 地											担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名												受給者番号	
	フリガナ											電話											納入書の要否 (前掲の場合のみ記載)		☐ 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
	氏名又は名称																									

2. 一括徴収の場合															
理由	① 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	12月 25日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	69,000 円	左記の一括徴収した税額は 72 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
	2. 異動が令和×年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため														

3. 普通徴収の場合														
理由	1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										率市町 村記入欄			
	2. 令和×年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													
	3. 死亡による退職であるため													

注 意 事 項 1 この届出書は、特別徴収の従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出ください。提出期限は、従業員等の異動があった月の翌月10日までです。
2 給与所得者が本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
河南町長殿 令和 年 月 日提出		給与 特別 徴収 義務 者	所在地		特別徴収義務者番号		宛 名 番 号		担 連 所 属 氏 名 当 格 者 先 電 話 内線()	
			フリガナ							
			氏名又は名称							
			個人番号又は法人番号				※個人番号の記載に当たっては、左欄を労働しお認めで記載			
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
	氏 名									円
	生 年 月 日	年 月 日								
	個 人 番 号									控除社会保険料額
	受 給 者 番 号									円
1 月 1 日現在の住所			円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・欠 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (理由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
異動後の住所			円	円	円	年 月 日				
1. 特別徴収継続の場合										
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者番号			新規	法人番号			新しい勤務先へは、月割額 円を		
	所在地			担当	所属			☐ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	フリガナ			担当者連絡先	氏名			受給者番号		
	氏名又は名称			電話			内線()		納入書の要否 (前掲の場合のみ記載) ☐ 必ず 番号を 記入	
2. 一括徴収の場合										
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日	月 日		徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は ☐ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
3. 普通徴収の場合										
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※市町村記入欄					

注 意 事 項 1 この届出書は、特別徴収の従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出ください。提出期限は、従業員等の異動があった月の翌月10日までです。
 2 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

特別徴収切替届出書

河南町長殿 令和 年 月 日 提出	給 与 特 別 徴 収 義 務 者 (特別徴収義務者)	法人番号 (個人番号は記載不要)												特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ															
		名 称 (氏名)													連絡先	所 属	
		代表者名														氏 名	
		所在地 (住所)	郵便番号 -														電 話

給 与 所 得 者	フリガナ					年 税 額 (ア)	円			
	氏 名					納 付 済 税 額 (イ)	期分	円		
	現 住 所	郵便番号 -				差引徴収税額 (ア) - (イ)	円			
						特 別 徴 収 (給 与 差 引)	月分	から特別徴収を希望します (納期限は翌月10日です)		
	住 所 (1月1日)					通 知 書 番 号		異 動 年 月 日		
	生年月日	昭和 平成	年	月	日	受給者番号		普通徴収税額の 口座振替該当有無	有 ・ 無	納入書の送付
そ の 他 連 絡 事 項										

(注)・特別徴収開始月は原則毎月(6月を除く)10日までに届いたものは届いた月の翌月、11日以降に届いたものは届いた月の翌々月となります。

- ・6月からの特別徴収の開始を希望される場合は、原則その年の4月10日(土・日・祝日の場合はその翌日)までに本届出書を提出してください。原則その日以降に本届出書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますので留意ください。
- ・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。
- ・過年度該当分は、特別徴収に切り替えることができません。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

河南町長 殿 令和 年 月 日 提出		フリガナ										
		名 称 (氏名)										
		所在地	〒									
		特別徴収義務者 (給与支払者)										
		特別徴収義務者 指 定 番 号										
		連絡先	所 属									
			氏 名									
			電 話									

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。

◎誤謬を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

		変更年月日				令和 年 月 日				
事 項	変 更 前 (旧)					変 更 後 (新)				
法人番号 (個人番号は記載不要)	フリガナ 名 称 フリガナ 所 在 地 電 話 番 号 関係書類送付先 [上記以外を希望される場合に記入してください]					フリガナ 名 称 フリガナ 所 在 地 電 話 番 号 関係書類送付先 [上記以外を希望される場合に記入してください]				
変 更 理 由 [該当の□に✓を記入してください]	1. 名 称 変 更 ☐ 社名変更 ☐ 法人成り・個人事業主変更※ ☐ 新法人の設立※ ☐ 分割による変更 ☐ 合併による変更 (旧社名の法人は登記上存続し社名変更 ☐ 旧社名の法人は登記上解散し合併された) ☐ その他 () ※印が付いている項目については、給与所得者異動届出書を別途提出してください。 2. 所在地変更 ☐ 事務所が移転 ☐ 送付先変更 ☐ その他 () 3. そ の 他 ☐ 特別徴収事務の一本化 ☐ 事務所等の廃止 ☐ その他 ()									
合併・吸収及び 分割の場合に記 入してください。	合併・吸収・分割 先 の 名 称	合併・吸収・分割後の指定番号について1～3の中から選んで○をしてください				特別徴収義務者 指 定 番 号	有 () ・ 無			
合併の場合、合併し た法人の数 ☐ 社会併	1. 旧特別徴収義務者の指定番号 () を使用する 2. 合併・吸収・分割先の指定番号 () を使用する 3. 新規に指定番号を取得する ()				合併・吸収・分割後の納入開始時期 令和 年 月 分 納期 月10日から納入予定				納入書 要・不要	

◎この変更届出書を提出されなくても、法人町民税等に係る異動届出書を提出したことになりますのでご注意ください。

給与所得等に係る町民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(令和 年 月 日提出)

河 南 町 長 殿	(特別徴収義務者) 給与支払者	法人番号 (個人番号は記載不要)													特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称 (氏名)													連 担 当 者 の 絡 所 属 ・ 氏 名	
		所在地 (住所)														先 電 話 番 号
地方税法第321条の5の2（法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による 特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。																
特例の適用を受けようとする税額		令和 年 月 分（ 月 日納期限分）以降の特別徴収税額（給与所得及び退職所得）														
申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数（※河南町の居住者以外の者を含めて記入してください。）		年 月	常時勤務者	臨時勤務者	年 月	常時勤務者	臨時勤務者									
		年 月	人	人	年 月	人	人									
		年 月	人	人	年 月	人	人									
		年 月	人	人	年 月	人	人									
(1)最近において町税の納付又は納入の遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細																
(2)申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消しされたことがある場合には、その年月日																
給与の支払いを受ける者のうち河南町の居住者		令和 年 1 月 1 日 現在			人		申請日現在	人								

※河南町記入欄	処 理 区 分	却下の理由
	承 認	
	却 下	
		承認通知書発送年月日：令和 年 月 日 受付番号

(注) 常時10人未満でなくなった場合には遅延なくその旨を届け出てください。

◎ ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収義務者が近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）以外のゆうちょ銀行・郵便局で新しく特別徴収税額を納入される場合は、そのゆうちょ銀行・郵便局を本町の特別徴収に係る町民税・府民税・森林環境税取扱局に指定しなければなりませんので右の「指定通知書」を切り取って店名・郵便局を記入のうえ、事前にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、念のため、下記にもご記入のうえ、保管してください。

（特別徴収義務者の控）

貴社(様)の納入指定ゆうちょ銀行・郵便局	
所在地	
名 称	ゆうちょ銀行 郵便局

令和6年5月

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長 様

大阪府南河内郡河南町上



指 定 通 知 書

貴行を地方税法第三百二十一条の五第四項の規定に基づいて当町の、個人住民税（町民税・府民税・森林環境税）取扱局に指定しましたので通知します。

- 一、 認可又は承認番号 郵1業1445号
- 一、 口座番号 00940-9-960151番
- 一、 加入者の名称 大阪府河南町会計管理者
- 一、 取りまとめ局 大阪貯金事務センター